

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

条 例

- 福島県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例
八
- 職員給与に関する条例の一部を改正する条例
七
- 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
七
- 一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例
七
- 一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例
六
- 知事等の給与の特例に関する条例
六
- 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
六
- 福島県個人情報保護条例及び福島県情報公開条例の一部を改正する条例
五
- 福島県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例
五
- 福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例
五
- 福島県市町村振興基金条例の一部を改正する条例
五
- 福島県難視聴地域解消基金条例の一部を改正する条例
五
- 福島県環境基本条例の一部を改正する条例
五
- 福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例
四
- 福島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
四
- 障害者自立支援法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例
三
- 福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例
三
- 福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例の一部を改正する条例
三

八 七 七 六 六 五 五 五 五 四 四 三 三 三 二 二 二

- 福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例
九
- 福島県新型インフルエンザ等対策本部条例
九
- 福島県給水施設等条例の一部を改正する条例
八
- 福島県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
九
- 福島県調理師法施行条例の一部を改正する条例
九
- 福島県水道法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する条例
八
- 福島県墓地、埋葬等に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例
八
- 福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例
一〇
- 福島県特例通訳案内士登録申請等手数料条例
一〇
- 福島県農業協同組合法施行条例の一部を改正する条例
一〇
- 福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
一〇
- 福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
一一
- 福島空港条例の一部を改正する条例
一二
- 福島県営住宅等条例の一部を改正する条例
一三
- 福島県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例
一四
- 福島県工業用水道条例の一部を改正する条例
一五
- 福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
一六
- 福島県立病院事業職員定数条例の一部を改正する条例
一七
- 福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例
一八
- 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
一九
- 福島県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例
二〇
- 福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例
二〇
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
二一

- 福島県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、知事等の給与の特例に関する条例、福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、福島県個人情報保護条例及び福島県情報公開条例の一部を改正する条例、福島県緊急医師確保研修資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例
二二

条 例

福島県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、知事等の給与の特例に関する条例、福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、福島県個人情報保護条例及び福島県情報公開条例の一部を改正する条例、福島県緊急医師確保研修資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

二 二 二 二 一

例、福島県市町村振興基金条例の一部を改正する条例、福島県難視聴地域解消基金条例の一部を改正する条例、福島県環境基本条例の一部を改正する条例、福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例、障害者自立支援法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例、福島県へき地医療等医師確保研修修学資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修修学資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県地域医療医師確保研修修学資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県新型インフルエンザ等対策本部条例、福島県給水施設等条例の一部を改正する条例、福島県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例、福島県調理師法施行条例の一部を改正する条例、福島県水道法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する条例、福島県墓地、埋葬等に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例、福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例、福島県特別通訳案内士登録申請等手数料条例、福島県農業協同組合法施行条例の一部を改正する条例、福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、福島県空港条例の一部を改正する条例、福島県営住宅等条例の一部を改正する条例、福島県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例、福島県工業用水道条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業職員定数条例の一部を改正する条例、福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例、福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

福島県条例第七号

福島県知事 佐藤 雄平

福島県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第五百二十二条第一項第三号及び同条第四項第二号の規定に基づき、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定めるものとする。

(政令第五百二十二条第一項第三号の条例で定める法人)

第二条 政令第五百二十二条第一項第三号の条例で定める法人は、県又は県及び一若しくは二以上の同項第二号に掲げる法人(同条第二項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。)が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

(政令第五百二十二条第四項第二号の条例で定める法人)

第三条 政令第五百二十二条第四項第二号の条例で定める法人は、県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一に相当する額以上二分の一に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式

会社とする。

附則

- この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 第二条又は第三条に規定する法人に係る地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の三第二項の規定による同項の書類の作成及び議会への提出は、当該法人のこの条例の施行の日前の直前に終了した事業年度(以下この項において「直近の事業年度」という。)(同条第二項の書類のうち事業の計画に関する書類にあっては、直近の事業年度の次の事業年度)以後の事業年度について行うものとする。

(総務課)

福島県条例第八号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福島県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「ほか、」の下に「平成二十六年三月三十一日までにあっては」を加え、「得た額」を「得た額。以下この項において「差額相当額」という。)を、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までにおいて「差額相当額から平成二十六年三月三十一日における差額相当額に三分の一を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において「減額基準額」という。)(減額基準額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額)を減じた額を、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までにおいては差額相当額から減額基準額に二を乗じて得た額(その額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額)を減じた額」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(人事委員会規則への委任)

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(人事課)

福島県条例第九号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項から第四項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(人事課)

福島県条例第十号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福島県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項から第四項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

この条例は、公布の日から施行する。

（人事課）

福島県条例第十一号

知事等の給与の特例に関する条例

（知事、副知事、病院事業管理者及び常勤の監査委員の給料月額の特例）

第一条 知事、副知事、病院事業管理者及び常勤の監査委員の給料月額は、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年福島県条例第百一号。以下「特別職給与条例」という。）第三条第一項の規定にかかわらず、その者に対応する特別職給与条例別表第一に掲げる額から当該額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第二項に規定する手当をいう。以下同じ。）の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる額とする。

- 一 知事 百分の二十
- 二 副知事 百分の十五
- 三 病院事業管理者及び常勤の監査委員 百分の十

（知事の秘書の給料月額の特例）

第二条 知事の秘書の給料月額は、特例期間において、特別職給与条例第三条第二項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき知事が定める額から当該額に百分の十を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定に基づき知事が定める額とする。

（教育長の給料月額の特例）

第三条 教育長の給料月額は、特例期間において、福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（昭和二十四年福島県条例第六十号）第一条の規定にかかわらず、同条に規定する教育委員会が知事と協議して定める額から当該額に百分の十を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する教育委員会が知事と協議して定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 知事等の給与の特例に関する条例（平成二十三年福島県条例第十号）は、廃止する。

（人事課）

福島県条例第十二号

福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

（福島県職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第一条 福島県職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十項中「二十年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第十四条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第十項」とする。

附則第十一項中「三十六年」の下に「以上四十二年以下の期間」を加え、「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

（福島県職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第二条 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年福島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、退職手当条例第四条若しくは第五条又は福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十二年福島県条例第四十九号）附則第二項」を「第三条から第五条まで」に改め、「二十年以上」、「（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、二十五年未満）」及び「退職手当条例第三条から第五条の三まで及び条例第七十号附則第三項の規定にかかわらず」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改める。

附則第六項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第三条第一項」に改め、「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「退職手当条例第三条第一項及び第五条の二並びに条例第七十号附則第三項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は退職手当条例第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第七項中「退職手当条例第五条から第五条の三まで及び条例第七十号附則第三項の規定にかかわらず」を削る。

（福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年福島

県条例第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「四十四年」を「四十二年」に改める。

(福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福島県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。)

附則第二条第一項中「退職手当の額が」を「額(当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、新条例第三条第二項に規定する特定傷病(以下単に「特定傷病」という。)若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない特定傷病により退職したもにあつては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第十項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下)の者で特定傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない特定傷病により退職したものを除く。)にあつては、百分の八十七)を乗じて得た額が」に改め、「附則

第八条の規定による改正後の」及び「附則第十一条の規定による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例(以下この項において「新条例」という。)附則第十項(新条例附則第十二項及び第三条の規定による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例等)の一部を改正する条例附則第四項においてその例による場合を含む。)及び第十項の規定の適用については、新条例附則第十項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年四月一日から同年十一月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十二月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。

3 第二条の規定による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第五項(同条例附則第七項においてその例による場合を含む。)及び第六項の規定の適用については、同条例附則第五項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年四月一日から同年十一月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十二月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。

4 第四条の規定による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第二項の規定の適用については、同項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年四月一日から同年十一月三十日までの間においては「百分の九十二」と、同年十二月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」と、同条例附則第二項の規定の適用については、同項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年四月一日から同年十一月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十二月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。

(職員業務課福利厚生室)

福島県条例第十三号

福島県個人情報保護条例及び福島県情報公開条例の一部を改正する条例

(福島県個人情報保護条例の一部改正)

第一条 福島県個人情報保護条例(平成六年福島県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第八号オ中「国」を削る。

(福島県情報公開条例の一部改正)

第二条 福島県情報公開条例(平成十二年福島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第七条第六号オ中「国」を削る。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(文書法務課)

福島県条例第十四号

福島県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県緊急医師確保修学資金貸与条例(平成十九年福島県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「臨床研修をいう。以下同じ。」の下に「であつて県内の病院のうち知事が指定する病院に行うもの(以下「県内臨床研修」という。)」を加え、同項第一号中「医科大学に入学した日の属する月から修学資金の貸与を受けた」及び「(以下「第一種入学者時被貸与者」という。)」を削り、「公的医療機関等で臨床研修」を「県内臨床研修」に、「知事が認める機関で後期研修」を「県内の病院のうち知事が認める病院で行われる後期研修(以下「県内後期研修」という。)」に、「臨床研修等従事期間」を「県内臨床研修等従事期間」に、「除く」を「除き、かつ、当該貸与を受けた期間が一年に満たない場合は、一年とする」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「(第二種入学者時被貸与者を除く。)」を削り、「医師勤務等従事期間」を「県内臨床研修等従事期間」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同条第二項中「前項第一号及び第二号に規定する後期研修」を「県内臨床研修等従事期間のうち県内後期研修」に改め、「休職等期間を除き」を削る。

第七条第一項第二号から第五号までの規定中「臨床研修」を「県内臨床研修」に改める。

第八条第一号中「第一種入学者時被貸与者」を「第一種貸与に係る被貸与者」に、「臨床研修等従事期間」を「県内臨床研修等従事期間」に、「第二種貸与に係る被貸与者(第一種入学者時被貸与者を除く。)」にあつては返還債務の額に当該医師勤務等従事期間を修学資金の貸与を受けた期間(貸与休止期間を除き、かつ、当該貸与を受けた期間が一年に満たない場合には、一年とする。)の二分の三に相当する期間で除して得た数値を乗じて得た額に相当する額、第二種入学者時被貸与者」を「第二種貸与に係る被貸与者」に

改め、「除く。」で除して得た数値を乗じて得た額に相当する額、第二種貸与に係る被貸与者（第二種入学時被貸与者を除く。）にあっては返還債務の額に当該医師勤務等従事期間を修学資金の貸与を受けた期間（貸与休止期間を）を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の福島県緊急医師確保修学資金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（この条例の施行の際現に福島県緊急医師確保修学資金貸与条例第三条第四項に規定する契約の相手方であつて、改正後の条例第六条第一項に規定する臨床研修に従事する前に規則で定めるところにより知事へ申出を行ったもの（以下「改正適用申出者」という。）にあっては、改正後の条例第三項の規定を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に福島県緊急医師確保修学資金貸与条例第二条に規定する福島県緊急医師確保修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受ける者及び改正適用申出者について適用し、施行日前に修学資金の貸与を受けた者（改正適用申出者を除く。）については、なお従前の例による。

3 改正適用申出者であつて、福島県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例（平成二十四年福島県条例第十二号）による改正前の福島県緊急医師確保修学資金貸与条例第二条の規定により同条例第三条第一項に規定する第一種貸与に係る契約締結をしたものに対する改正後の条例第六条第一項第一号の規定の適用については、同号中「県内臨床研修に従事した期間」とあるのは「県内臨床研修に従事した期間の二分の一に相当する期間」と、「勤務しなかつた期間」とあるのは「勤務しなかつた期間（県内臨床研修に従事した期間にあっては、県内臨床研修に従事した期間のうち当該勤務しなかつた期間の二分の一に相当する期間）」とする。

4 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（私学・法人課）

福島県条例第十五号

福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

福島県行政財産使用料条例（昭和三十九年福島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二土地の項中「340円」を「300円」に、「670円」を「600円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県行政財産使用料条例別表第二の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、施行日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

（財産管理課）

福島県条例第十六号

福島県市町村振興基金条例の一部を改正する条例

福島県市町村振興基金条例（昭和三十九年福島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「六十二億六千三百六十八万五千五百九十五円」を「六十二億四千三百三十四万七千九百九十五円」に改める。

附則第三項中「及び第五十回国民体育大会開催のために市町村が行う競技施設等整備事業で知事が定めるもの」を削る。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

（市町村財政課）

福島県条例第十七号

福島県難視聴地域解消基金条例の一部を改正する条例

福島県難視聴地域解消基金条例（昭和四十四年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第三号の二」を「第二条第二十二号」に、「放送事業者を」を「特定地上基幹放送事業者を」に改める。

第二条中「一億三千万円」を「一億千六百万九千九百円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成二十五年三月三十一日までの間は、改正後の福島県難視聴地域解消基金条例第二条中「一億千六百万九千九百円」とあるのは、「一億四千六百万九千九百円」とする。

（情報政策課）

福島県条例第十八号

福島県環境基本条例の一部を改正する条例

福島県環境基本条例（平成八年福島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条を次のように改める。
（放射性物質による環境の汚染への対処）
第二十六条 県は、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理及び除染の措置等を推進するため、放射性物質による環境の汚染への対処に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（生活環境総務課）

福島県条例第十九号

福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成十一年福島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表」を「別表第一」に改める。

第四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（事務処理の特例）」を付し、同条中「各市町村」を「別表第二に掲げる市町村」に改め、同条第一号中「以下」の下に「この条において」を加える。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

第五条 地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、次に掲げる事務は、別表第三に掲げる市町村が処理することとする。

- 一 法第九条第一項の規定による許可（鳥獣による農林水産業又は生態系に係る被害の防止のための対象狩猟鳥獣（カワウ、ツキノワグマ及びニホンジカを除く。）の捕獲等及び鳥獣による生活環境に係る被害の防止のための対象狩猟鳥獣（カワウ及びニホンジカを除く。）の捕獲等（ツキノワグマにあつては、銃器を使用した捕獲等に限る。）（以下これらをこの条において「有害対象狩猟鳥獣捕獲等」という。）並びに法第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整のための鳥獣の捕獲等（以下この条において「特定鳥獣個体数調整捕獲等」という。）に係るものに限る。次号から第九号まで、第二十六号及び第二十七号において同じ。）
- 二 法第九条第五項の規定による条件の付加
- 三 法第九条第七項の規定による許可証の交付
- 四 法第九条第八項の規定による従事者証の交付
- 五 法第九条第九項の規定による許可証及び従事者証の再交付
- 六 法第九条第十項の規定による許可証及び従事者証の返納の受理
- 七 法第九条第十三項の規定による報告の受理
- 八 法第十条第一項の規定による措置命令
- 九 法第十条第二項の規定による許可の取消し
- 十 法第十九条第一項の規定による登録
- 十一 法第十九条第三項の規定による登録票の交付
- 十二 法第十九条第五項の規定による登録の有効期間の更新
- 十三 法第十九条第六項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録票の再交付
- 十四 法第二十条第三項の規定による届出の受理
- 十五 法第二十一条第一項の規定による登録票の返納の受理
- 十六 法第二十一条第二項の規定による措置命令
- 十七 法第二十一条第三項の規定による登録の取消し
- 十八 法第二十一条第四項の規定による許可
- 十九 法第二十四条第四項の規定による条件の付加

二十 法第二十四条第五項の規定による販売許可証の交付

二十一 法第二十四条第六項の規定による販売許可証の再交付

二十二 法第二十四条第八項の規定による販売許可証の返納の受理

二十三 法第二十四条第九項の規定による措置命令

二十四 法第二十四条第十項の規定による許可の取消し

二十五 法第七十五条第一項の規定による報告の徴収（有害対象狩猟鳥獣捕獲等の許可を受けた者、特定鳥獣個体数調整捕獲等の許可を受けた者及び法第二十四条第一項の許可を受けた者に係るものに限る。）

二十六 省令第七条第十一項及び第十二項の規定による変更の届出の受理

二十七 省令第七条第十三項及び第十四項の規定による亡失の届出の受理

二十八 省令第二十条第五項の規定による変更の届出の受理

二十九 省令第二十条第六項の規定による亡失の届出の受理

三十 省令第二十四条第五項の規定による変更の届出の受理

三十一 省令第二十四条第六項の規定による亡失の届出の受理

別表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。

別表第二（第四条関係）

福島市	郡山市	いわき市	白河市	相馬市	南相馬市	本宮市	桑折町	国見町
川俣町	只見町	磐梯町	会津坂下町	湯川村	泉崎村	中島村	棚倉町	矢祭町
塙町	鮫川村	石川町	平田村	古殿町	小野町	広野町	檜葉町	富岡町
川内村	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	飯館村			

別表第三（第五条関係）

会津若松市	須賀川市	喜多方市	二本松市	田村市	伊達市	大玉村	鏡石町
天栄村	下郷町	檜枝岐村	南会津町	北塩原村	西会津町	猪苗代町	柳津町
三島町	金山町	昭和村	会津美里町	西郷村	矢吹町	玉川村	浅川町
三春町	新地町						

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（自然保護課）

福島県条例第二十号

福島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成二十一年福島県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県条例第二十一号

障害者自立支援法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(福島県児童福祉施設条例の一部改正)

第一条 福島県児童福祉施設条例(昭和三十九年福島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第二条 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年福島県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

(福島県精神保健福祉センター条例の一部改正)

第三条 福島県精神保健福祉センター条例(昭和四十七年福島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号から第七号までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表五の項中「障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(福島県障害者支援施設条例の一部改正)

第四条 福島県障害者支援施設条例(昭和四十八年福島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

第四条第一項第一号中「第五条第十一項」を「第五条第十項」に改める。

(福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部改正)

第五条 福島県総合社会福祉施設太陽の国条例(昭和五十四年福島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第三条第一項の表中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

第四条第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第五条第十一項」を「第五条第十項」に改め、同条第三号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

ための法律」に改める。

別表第二の一の項及び別表第三中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(福島県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第六条 福島県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年福島県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第五条第二号カ中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

(福島県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部改正)

第七条 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金条例(平成十九年福島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条中県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第二項第二号の改正規定(「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分に限る。)、第四条中福島県障害者支援施設条例第一条の改正規定(「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分に限る。)、及び同条例第四条第一項第一号の改正規定並びに第五条中福島県総合社会福祉施設太陽の国条例第三条第一項の表の改正規定(「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分に限る。)、及び同条例第四条第一号の改正規定(「第五条第十一項」を「第五条第十項」に改める部分に限る。)、は、平成二十六年四月一日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県条例第二十二号

福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例(平成十六年福島県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「大学院」の下に「及び公立大学法人福島県立医科大学が設置する福島県立医科大学」を加える。

第六条中「臨床研修をいう。以下同じ。」の下に「であって県内の病院のうち知事が指定する病院に行うもの(以下「県内臨床研修」という。)」を加え、「(以下「対象医療機関」という。)」及び「(以下「対象医療機関医師」という。)」を削り、「勤務している」を「の勤務(以下「対象医療機関勤務」という。)、後期研修又は医学に係る研究(大学(学校教育法第九十七条に規定する大学院を含む。))又はこれに類する施設であつて知事が認めるものにおける研究に限る。」(以下これを「対象医療

機関勤務等」という。)のいずれかに従事している」に改め、「次条において同じ。」を削り、同条第一号中「対象医療機関医師としての勤務」を「県内臨床研修、対象医療機関勤務又は県内の病院のうち知事が認める病院で行われる後期研修(以下「県内後期研修」という。)のいずれか」に改め、「(以下「休職等期間」という。)」を削り、「一年」を「一年五月」に改め、「同じ。」の下に「二分の三に相当する期間」を加え、同条に次の一項を加える。

2 従事期間のうち県内後期研修に従事する期間は、修学資金の貸与を受けた期間から二年を減じた期間を限度とする。ただし、修学資金の貸与を受けた期間が二年を下回る場合には、前項第一号の規定にかかわらず、県内後期研修に従事した期間は、従事期間に算入しない。

第七条を削る。

第八条第一項中「前二条」を「前条」に改め、同項第二号中「臨床研修」を「県内臨床研修」に改め、同項第三号中「臨床研修」を「県内臨床研修」に、「対象医療機関医師として勤務しなかった」を「対象医療機関勤務等のいずれにも従事しなかった」に改め、同項第四号中「臨床研修」を「県内臨床研修」に、「対象医療機関医師として勤務した」を「対象医療機関勤務等のいずれかに従事した」に、「対象医療機関医師として勤務しなかった」を「対象医療機関勤務等のいずれにも従事しなかった」に改め、「及び第六号」を削り、同項第五号を削り、同項第六号中「臨床研修」を「県内臨床研修」に改め、「対象医療機関医師として二年間勤務し、引き続き」を削り、「修学資金の貸与を受けた期間」の下に「二分の三」を加え、「二年を加えた期間」を削り、同項を同項第五号とし、同項中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条を第七号とする。

第九条第一号中「前条第一項第四号から第六号まで」を「前条第一項第四号及び第五号」に改め、「修学資金の貸与を受けた期間」の下に「二分の三に相当する期間」を加え、同条を第八号とし、第十条を第九号とする。

第十一条第二項中「第八条第三項及び第四項」を「第七条第三項及び第四項」に改め、同条を第十号とし、第十二条を第十一号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例第二条第一項に規定するへき地医療等医師確保修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与を受ける者及びこの条例の施行の際現に同項に規定する契約の相手方のうち同項に規定する大学の医学を履修する課程に在学している者又は修学資金の貸与を受けた者のうち医師となっていない者のいずれかであつて、規則で定めるところにより知事へ申出を行ったもの(以下「改正適用申出者」という。)について適用し、施行日前に修学資金の貸与を受けた者(改正適用申出者を除く。)については、なお従前の

例による。

(委任)

3 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(地域医療課)

福島県条例第二十三号

福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例(平成二十一年福島県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号を同条第五号とする。

第七条第一号中「直ちに自治体等病院」の下に「又は自治体等病院に医師を派遣する病院であつて知事が指定するもの(以下これらを「対象医療機関」という。)」を加え、「継続して自治体等病院」を「継続して対象医療機関」に改め、同条第二号中「自治体等病院」を「対象医療機関」に改める。

第八条第一項第二号及び第三号並びに第九条第一号中「自治体等病院」を「対象医療機関」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(地域医療課)

福島県条例第二十四号

福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例(平成二十二年福島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第七条各号列記以外の部分中「臨床研修」の下に「であつて県内の病院のうち知事が指定する病院において行うもの(以下「県内臨床研修」という。)」を、「勤務」の下に「(以下「公的医療機関勤務」という。)、後期研修又は医学に係る研究(大学(学校教育法第九十七条に規定する大学院を含む。))又はこれに類する施設であつて知事が認めるものにおける研究に限る。)(以下これらを「公的医療機関勤務等」という。のいずれか)を加え、「次条において同じ。」を削り、同条第一号中「公的医療機関医師としての勤務」を「県内臨床研修、公的医療機関勤務又は県内の病院のうち知事が認める病院で行われる後期研修(以下「県内後期研修」という。))のいずれか」に改め、「(以下「休職等」という。)」を削り、「一年」を「一年五月」に改め、同条に次の一項を加える。

2 従事期間のうち県内後期研修に従事する期間は、修学資金の貸与を受けた期間から二年を減じた期間を限度とする。ただし、修学資金の貸与を受けた期間が二年を下回る場合には、前項第一号の規定にかかわらず、県内後期研修に従事した期間は、従事期間に算入しない。

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

第八条を削る。

第九条第一項中「前二条」を「前条」に改め、同項第二号中「臨床研修」を「県内臨床研修」に改め、同項第三号中「臨床研修」を「県内臨床研修」に、「公的医療機関医師として勤務しなかった」を「公的医療機関勤務等のいずれにも従事しなかった」に改め、同項第四号中「臨床研修」を「県内臨床研修」に、「公的医療機関医師として勤務した」を「公的医療機関勤務等のいずれかに従事した」に、「公的医療機関医師として勤務しなくなった」を「公的医療機関勤務等のいずれにも従事しなくなった」に改め、「及び第六号」を削り、同項第五号を削り、同項第六号中「臨床研修」を「県内臨床研修」に改め、「公的医療機関医師として二年間勤務し、引き続き」及び「に二年を加えた期間」を削り、「十五年」を「十二年」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条を第八号とする。

第十条第一号中「前条第一項第四号から第六号まで」を「前条第一項第四号及び第五号」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

第十二条第二項中「第九條第三項及び第四項」を「第八條第三項及び第四項」に改め、同条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例第三条に規定する地域医療医師確保修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受ける者及びこの条例の施行の際現に同条に規定する契約の相手方のうち同条例第二条第一号に規定する指定大学の医学を履修する課程に在学している者であつて規則で定めるところにより知事へ申出を行ったもの（以下「改正適用申出者」という。）について適用し、施行日前に修学資金の貸与を受けた者（改正適用申出者を除く。）については、なお従前の例による。

(委任)

3 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(地域医療課)

福島県条例第二十五号

福島県新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第一条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十号。以下「法」という。）第二十六条の規定に基づき、法第二十二条第一項の規定により同項の都道府県対策本部として設置する福島県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 対策本部の長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。

3 本部長は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部長のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、県の職員のうちから知事が任命する。

(会議)

第三条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため必要があると認めるときは、対策本部の会議を招集するものとする。

2 本部長は、法第二十三条第四項の規定により、国の職員その他県の職員以外の者を対策本部の会議に出席させたときは、当該国の職員その他県の職員以外の者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第四条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部長は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部長をもつて充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(地域医療課感染・看護室)

福島県条例第二十六号

福島県給水施設等条例の一部を改正する条例

福島県給水施設等条例（昭和五十四年福島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第五章 雑則（第二十一条）

第六章 罰則（第二十二条 第二十五条）」 を「第五章 罰則（第二十一条

―第二十四条）に改める。

第二章の二第一項中「郡山市及びいわき市」を「市」に改める。

第五章を削る。

第六章中第二十二條を第二十一条とし、第二十三條から第二十五条までを一条ずつ繰り上げ、同章を第五章とする。

附 則

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(食品生活衛生課)

福島県条例第二十七号

福島県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

福島県食品衛生法施行条例（平成十二年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項カ(7)中「食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）第二十一条第一項第一号ト」を「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）第一条第二項第七号」に改め、同項キ(1)中「水道及び」を「水道並びに」に改め、「規定する施設」の下に「、水道法の適用を受ける水道から供給される水のみを水源とする施設（同条に規定する施設を除く。）及び他の法令により水質検査を義務付けられている施設であつて知事が指定するもの」を加える。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の一の項カ(7)の改正規定は、公布の日から施行する。

（食品生活衛生課）

福島県条例第二十八号

福島県調理師法施行条例の一部を改正する条例

福島県調理師法施行条例（平成十二年福島県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第五条の二第一項の規定による届出の受理及び知事への送付

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（食品生活衛生課）

福島県条例第二十九号

福島県水道法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する条例

福島県水道法に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十三年福島県条例第三十三号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（食品生活衛生課）

福島県条例第三十号

福島県墓地、埋葬等に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。）

に基づく事務のうち次に掲げる事務は、三春町が処理することとする。ただし、当該事務に係る土地の区域が二以上の市町村の区域にわたる場合は、この限りでない。

- 一 法第十条第一項及び第二項の規定による許可
- 二 法第十八条第一項の規定による立入検査及び報告の徴収
- 三 法第十九条の規定による命令及び許可の取消し

附 則

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際本則各号に掲げる事務に係る法のそれぞれの規定により知事若しくは地方自治法第五十三条第一項の規定により知事の権限の委任を受けた者（以下「知事等」という。）がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法のそれぞれの規定により知事等に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては三春町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、三春町長がした処分その他の行為又は三春町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（食品生活衛生課）

福島県条例第三十一号

福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例

福島県ハイテクプラザ条例（平成四年福島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三中

一 成 分	四、一〇〇円	を	一 試料一測定	一六、一三
-------	--------	---	---------	-------

〇円に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（産業創出課）

福島県条例第三十二号

福島県特例通訳案内士登録申請等手数料条例（手数料の徴収）

第一条 次の表の上欄に掲げる者から、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

納付しなければならない者	名	称	金	額
--------------	---	---	---	---

一 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十号。以下「法」という。）第四十条第七項において準用する通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第十八条の規定に基づく福島特例通訳案内士の登録の申請者	福島特例通訳案内士登録申請手数料	一件につき五千百円
二 法第四十条第七項において準用する通訳案内士法第二十三条第二項の規定に基づく登録証の訂正の申請者	福島特例通訳案内士登録証訂正申請手数料	一件につき四千円
三 法第四十条第七項において準用する通訳案内士法第二十四条の規定に基づく登録証の再交付の申請者	福島特例通訳案内士登録証再交付申請手数料	一件につき四千円

（手数料の納付方法）

第二条 手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。

（手数料の不返還）

第三条 既に納付された手数料は、返還しない。

（過料）

第四条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（観光交流課）

福島県条例第三十三号

福島県農業協同組合法施行条例の一部を改正する条例

福島県農業協同組合法施行条例（平成十二年福島県条例第百号）の一部を次のように改正する。

第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（事務処理の特例）

第十二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一

項の規定により、次に掲げる事務（第十一号から第十七号に掲げる事務にあつては、農事組合法人に係るものに限る。）は、白河市が処理することとする。ただし、当該事務に係る農事組合法人の定款に記載し、又は記録する法第七十二条の十一第一項第一号の事項のうち法第二十八条第一項第三号の地区が二以上の市町村の区域にわたる場合は、この限りでない。

一 法第七十二条の十二の六の規定による選任

二 法第七十二条の十二の八第三号の規定による報告の受理

三 法第七十二条の十三第二項の規定による届出の受理

四 法第七十二条の十六第四項の規定による届出の受理

五 法第七十二条の十七第二項の規定による届出の受理

六 法第七十二条の十八第三項の規定による届出の受理

七 法第七十二条の十八の九第三項の規定による意見の陳述及び調査

八 法第七十二条の十八の九第四項の規定による意見の陳述

九 法第七十二条の十八の十の規定による届出の受理

十 法第七十三条の十二の規定による届出の受理

十一 法第八十九条第二項の規定による登記の嘱託

十二 法第九十三条第一項の規定による報告の徴収及び資料の提出命令

十三 法第九十四条第二項の規定による検査

十四 法第九十五条第一項の規定による措置命令

十五 法第九十五条第二項の規定による命令

十六 法第九十五条の二の規定による解散命令

十七 法第九十五条の三第一項の規定による官報への掲載

十八 前条第一項において準用する第四条の規定による届出の受理

十九 前条第一項において準用する第五条第一項の規定による届出の受理

二十 前条第一項において準用する第六条の規定による届出の受理

二十一 前条第一項において準用する第八条の規定による届出の受理

附 則

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際改正後の福島県農業協同組合法施行条例第十二条各号に掲げる事務に係る法令（以下単に「法令」という。）のそれぞれの規定により知事若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十三条第一項の規定により知事の権限の委任を受けた者（以下「知事等」という。）がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令のそれぞれの規定により知事等に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては白河市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、白河市長がした処分その他の行為又は白河市長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

（農業経済課）

福島県条例第三十四号

福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十一年福島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表中「矢吹町」を「矢吹町 玉川村」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例本則各号に掲げる事務に係る公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号。以下「法」という。）のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法のそれぞれの規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては玉川村長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、玉川村長がした処分その他の行為又は玉川村長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

（土木総務課用地室）

福島県条例第三十五号

福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成二十四年福島県条例第百三三号）の一部を次のように改正する。

別表一の項から八の項までを改め、同表十二の項を改め、同項を同表十四の項とし、同表十一の項を改め、同項を同表十三の項とし、同表十の項を改め、同項を同表十二の項とし、同項の前に次のように加える改正規定を次のように改める。

別表一の項中「六三〇」を「五六〇」に、「五三〇」を「四六〇」に、「九七〇」

を「八六〇」に、「八二〇」を「七〇〇」に、

一、二〇〇〇	一、一〇〇〇
--------	--------

を

「一、二〇〇〇」に、「九五〇」に、「五六〇」を「五〇〇」に、「四八〇」を「四一〇」

に、

一、二〇〇〇	一、
五六	
六	

に、「九〇〇」を「八〇〇」に、「七六〇」を「六五〇」に、

三五〇	三
-----	---

に、「三四〇」を「三〇〇」に、「二九

〇〇〇	四八	五	三	四七〇
-----	----	---	---	-----

を

一、一〇〇〇	五〇	五	三	四九〇
九〇〇	四一	四	二	四〇〇

〇」を「二五〇」に、

を

一、一〇〇〇	二、〇〇〇〇	四七〇	一、一〇〇〇
九五〇	一、〇〇〇〇	四〇〇	九五〇

一、〇〇〇〇	二、〇〇〇〇	四二〇	一、〇〇〇〇
八二	九九	三四	八二

「八六」を「七四」に、「一三〇」を「二二〇」に、「一一〇」を「九八」に、「三四〇」を「二二〇」に、「三〇〇」を「二七〇」に、「三四〇」を「三〇〇」に、「三九〇」を「二五〇」に、「六七〇」を「六〇〇」に、「五七〇」を「四九〇」に改め、同表三の項中「一、一〇〇」を「一、〇〇〇」に、「九五〇」を「八二〇」に改め、同表四の項中「〇・〇〇六」を「〇・〇〇七」に、「五一〇」を「四九〇」に、「六〇〇」を「六一〇」に、「三三〇」を「三〇〇」に、「一一、一〇〇」を「一一、〇〇〇」に、「九五〇」を「八二〇」に改め、同表六の項中「一〇〇〇」を「九九〇」に、「一、〇〇〇〇」を「九九〇」に、「九〇〇〇」を「八〇〇〇」に、「七六〇」を「六五〇」に、「第七条第二号」を「第七条第四号」に、

に改め、同表二の項中

三四	二四
二九	二〇

を

三〇	二二
----	----

に、「五一」を「四五」に、「四三」を「三七」に、

六七

一七
二五

五七

六〇
四九

「五一〇」を「四九〇」に改め、同表十二の項中「第七条第十一号」を「第七条第十号」に、

三号」に、

上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額
その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	

に改め、

トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
上空に設けるもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇二を乗じて得た額	
その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	

同項を同表十六の項とし、同表十一の項中「第七条第十号」を「第七条第十二号」に、「〇・〇二五」を「〇・〇二八」に改め、同項を同表十五の項とし、同表十の項中「第七条第九号」を「第七条第十一号」に、

上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇一六を乗じて得た額
その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇一八を乗じて得た額

トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇一六を乗じて得た額
上空に設けるもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇一八を乗じて得た額

Aに〇・〇二五を乗じて
得た額

その他のもの	年	得た額
		Aに〇・〇二五を乗じて得た額

〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額
〇・〇二を乗じて得た額	

に改め、同項を同表十四の項とし、同項の前に次のように加える。

十三 政令 第七号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額

別表九の項を改め、同項を同表十の項とし、同表八の項の次に次のように加える改正規定を次のように改める。

別表九の項中「第七号第七号」を「第七号第九号」に、「〇・〇一四」を「〇・〇一六」に、「〇・〇一八」を「〇・〇二二」に、「〇・〇二二」を「〇・〇二五」に、「〇・〇二三」を「〇・〇二四」に改め、同項を同表十二の項とし、同項の前に次のように加える。

十一 政令 第七号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額

Aに〇・〇二八を乗じて
得た額

別表八の項中「第七号第四号」を「第七号第六号」に、「同表第五号」を「同表第七号」に、「一一〇」を「二〇〇」に、「九五」を「八二」に改め、同項を同表十の項とし、同表七の項中「第七号第二号」を「第七号第四号」に、「同表第三号」を「同表第五号」に、「二〇〇」を「九九」に改め、同項を同表九の項とし、同表六の項の次に次のように加える。

七 政令第七号第二号に掲げる工作物	占用面積一平方メートルにつき一年	一、〇〇〇	八二〇
八 政令第七号第三号に掲げる施設	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	

別表備考7の改正規定中「九の項」を「十一の項」に、「第七号第六号」を「第七号第八号」に、「十四の項」を「十六の項」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

(道路計画課)

福島県条例第三十六号

福島空港条例の一部を改正する条例

福島空港条例（平成四年福島県条例第一百一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第四項中「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則第五項中「平成二十五年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に改める。

附則第六項及び第七項中「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則第八項中「平成二十五年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に改める。

別表第二の一の項中「建物」の下に「又は工作物（二の項の管類及び三の項の電柱等を除く。）」を加え、同表二の項中「九十五円」を「六十円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 改正後の福島空港条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用

料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(港湾課空港施設室)

福島県条例第三十七号

福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県営住宅等条例(昭和三十五年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表福島県営城前団地の項及び福島県営中野地団地の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

福島県条例第三十八号

福島県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例

(手数料の徴収)

第一条 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。)第五十三条第一項の規定に基づく認定及び法第五十五条第一項の規定に基づく変更の認定の申請者から、この条例に定めるところにより手数料を徴収する。

(低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る手数料の額)

第二条 法第五十三条第一項の規定による同項に規定する低炭素建築物新築等計画(以下「低炭素建築物新築等計画」という。)の認定の申請者(以下「認定申請者」という。)から徴収する手数料の額は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一戸建ての住宅(一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないものをいう。以下この条及び次条において同じ。) 三九、〇〇〇円

二 認定申請者が当該申請に係る建築物が法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合することを証する書類で規則で定めるもの(以下「適合証」という。)を添えて当該認定の申請をする場合であつては、六、〇〇〇円

三 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。) 次のアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれ

ア からウまでに定める額

イ 共同住宅等の建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合

別表第一の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の総住戸数の区分に応じ、同表の中欄(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、

下欄に定める額及び別表第二の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、

下欄に定める額を合算した額

ウ 共同住宅等の住戸の部分のみに係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合

別表第一の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の総住戸数の区分に応じ、同表の中欄(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、

下欄に定める額及び別表第二の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、

下欄に定める額を合算した額

エ 共同住宅等の住戸の部分のみに係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合

別表第一の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の総住戸数の区分に応じ、同表の中欄(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、

下欄に定める額及び別表第二の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、

下欄に定める額を合算した額

る場合 別表第一の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の住戸数の区分に応じ、同表の中欄(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、下欄)に定める額

ウ 共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 アに定める額

三 非住宅建築物(住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この条及び次条において同じ。) 別表第三(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、別表第二の上欄に掲げる当該申請に係る非住宅建築物の床面積の区分に応じ、別表第三(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、別表第二)の下欄に定める額

四 複合建築物(住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下この条及び次条において同じ。)(住宅の用途に供する部分に係る住宅が共同住宅であるものを除く。以下この号において同じ。) 次のアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 複合建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 別表第一の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の総住戸数の区分に応じ、同表の中欄(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、下欄)に定める額及び別表第三(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、別表第二)の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じ、別表第三(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、別表第二)の下欄に定める額を合算した額

イ 複合建築物の住戸の部分のみに係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 別表第一の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住戸数の区分に応じ、同表の中欄(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、下欄)に定める額

ウ 複合建築物全体及び住戸の部分に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 アに定める額

五 複合建築物(住宅の用途に供する部分が共同住宅であるものに限る。以下この号において同じ。) 次のアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 複合建築物全体の低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 別表第一の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の総住戸数の区分に応じ、同表の中欄(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、下欄)に定める額及び別表第二の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅の用途のみに供する共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、下欄)に定める額及び別表第三(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、別表第二)の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じ、別表第三(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、別表第二)の下欄に定める額を合算した額

イ 複合建築物の住戸の部分のみに係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 別表第一の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住戸数の区分に応じ、同表の中欄(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、下欄)に定める額

ウ 複合建築物全体及び住戸の部分に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 アに定める額

五 複合建築物(住宅の用途に供する部分が共同住宅であるものに限る。以下この号において同じ。) 次のアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 複合建築物全体の低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 別表第一の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の総住戸数の区分に応じ、同表の中欄(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、下欄)に定める額及び別表第二の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅の用途のみに供する共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、下欄)に定める額及び別表第三(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、別表第二)の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じ、別表第三(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、別表第二)の下欄に定める額を合算した額

イ 複合建築物の住戸の部分のみに係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 別表第一の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住戸数の区分に応じ、同表の中欄(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、下欄)に定める額

ウ 複合建築物全体及び住戸の部分に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 アに定める額

五 複合建築物(住宅の用途に供する部分が共同住宅であるものに限る。以下この号において同じ。) 次のアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 複合建築物全体の低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 別表第一の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の総住戸数の区分に応じ、同表の中欄(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、下欄)に定める額及び別表第二の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅の用途のみに供する共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、下欄)に定める額及び別表第三(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、別表第二)の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じ、別表第三(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、別表第二)の下欄に定める額を合算した額

イ 複合建築物の住戸の部分のみに係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 別表第一の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住戸数の区分に応じ、同表の中欄(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)であつては、下欄)に定める額

ウ 複合建築物全体及び住戸の部分に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 アに定める額

む。第三条第五号アにおいて同じ。）の床面積の区分に応じ、別表第三（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、別表第二（下欄に定める額を合算した額）

イ 複合建築物の住戸の部分のみに係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 別表第一の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住戸数の区分に応じ、同表の中欄（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄）に定める額

ウ 複合建築物全体及び住戸の部分に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 アに定める額

第三條 (低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る手数料の額)

法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請者（以下「変更認定申請者」という。）から徴収する手数料の額は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一戸建ての住宅 二〇、〇〇〇円（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、三、〇〇〇円

二 共同住宅等 次のアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 共同住宅等の建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合 別表第四の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の総住戸数の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄）に定める額及び別表第五の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄）に定める額を合算した額

イ 共同住宅等の住戸の部分のみに係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合 別表第四の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の住戸数の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄）に定める額

ウ 共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合 アに定める額

三 非住宅建築物 別表第六（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、別表第五の上欄に掲げる当該申請に係る非住宅建築物の床面積の区分に応じ、別表第六（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、別表第五の下欄に定める額

四 複合建築物（住宅の用途に供する部分に係る住宅が共同住宅であるものを除く。以下この号において同じ。） 次のアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 複合建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合 別表第四の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の総住戸数の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）に

ては、下欄）に定める額及び別表第六（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、別表第五の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じ、別表第六（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、別表第五の下欄に定める額を合算した額

イ 複合建築物の住戸の部分のみに係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合 別表第四の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住戸数の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄）に定める額

ウ 複合建築物全体及び住戸の部分に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合 アに定める額

五 複合建築物（住宅の用途に供する部分が共同住宅であるものに限る。以下この号において同じ。） 次のアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 複合建築物全体の低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合 別表第四の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の総住戸数の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄）に定める額、別表第五の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅の用途のみに供する共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄）に定める額及び別表第六（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、別表第五の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じ、別表第六（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、別表第五の下欄に定める額を合算した額

イ 複合建築物の住戸の部分のみに係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合 別表第四の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住戸数の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合）にあっては、下欄）に定める額

ウ 複合建築物全体及び住戸の部分に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合 アに定める額

第四條 (手数料の額の加算)

前二条の規定にかかわらず、法第五十四条第二項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申出をする場合における手数料の額は、前二条各号に定める額に、福島県建築基準法施行条例（昭和二十六年福島県条例第六十号）第四十七条の二第一項に定める額を加算した額とする。

第五條 (手数料の納付方法)

手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。

第六條 (手数料の不返還)

既に納付された手数料は、返還しない。

(過料)
第七条 詐欺その他の不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円)以下の過料を科する。

附 則

- 1 この条例は、平成二十五年五月一日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に申請された法第五十三条第一項の規定に基づく認定及び法第五十五条第一項の規定に基づく変更の認定の申請について適用する。

別表第一 (第二条関係)

戸数	手数料の額	適合証を添付した場合 の手数料の額
一戸	三九、〇〇〇円	六、〇〇〇円
二戸以上五戸以下	七九、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
六戸以上十戸以下	一一一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
十一戸以上二十五戸以下	一五六、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
二十六戸以上五十戸以下	二三四、〇〇〇円	五二、〇〇〇円
五十二戸以上百戸以下	三三一、〇〇〇円	九二、〇〇〇円
百一戸以上二百戸以下	四三四、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円
二百二戸以上三百戸以下	五六九、〇〇〇円	一八三、〇〇〇円
三百二戸以上	六六八、〇〇〇円	一九六、〇〇〇円

別表第二 (第二条関係)

床面積	手数料の額	適合証を添付した場合 の手数料の額
三百平方メートル以下	一二五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
三百平方メートルを超え二千平方メートル以下	二〇六、〇〇〇円	三一、〇〇〇円

方メートル以下		
二千平方メートルを超え五千平方メートル以下	三二〇、〇〇〇円	九二、〇〇〇円
五千平方メートルを超え一万平方メートル以下	四一一、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円
一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下	四九一、〇〇〇円	一八三、〇〇〇円
二万五千平方メートルを超えるもの	五七二、〇〇〇円	二二九、〇〇〇円

別表第三 (第二条関係)

床面積	手数料の額
三百平方メートル以下	二七五、〇〇〇円
三百平方メートルを超え二千平方メートル以下	四三八、〇〇〇円
二千平方メートルを超え五千平方メートル以下	六二三、〇〇〇円
五千平方メートルを超え一万平方メートル以下	七六五、〇〇〇円
一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下	九〇一、〇〇〇円
二万五千平方メートルを超えるもの	一、〇二八、〇〇〇円

別表第四 (第三条関係)

戸数	手数料の額	適合証を添付した場合 の手数料の額
一戸	二〇、〇〇〇円	三、〇〇〇円
二戸以上五戸以下	四〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円

別表第五 (第三条関係)

六戸以上十戸以下	五六、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
十一戸以上二十五戸以下	七八、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
二十六戸以上五十戸以下	一一二、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
五十一戸以上百戸以下	一六一、〇〇〇円	四六、〇〇〇円
百一戸以上二百戸以下	二二七、〇〇〇円	七三、〇〇〇円
二百一戸以上三百戸以下	二八五、〇〇〇円	九二、〇〇〇円
三百一戸以上	三三四、〇〇〇円	九八、〇〇〇円

別表第六 (第三条関係)

床面積	手数料の額	適合証を添付した場合 の手数料の額
床面積	手数料の額	適合証を添付した場合 の手数料の額
三百平方メートル以下	六三、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三百平方メートルを超え二千平方メートル以下	一〇三、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
二千平方メートルを超え五千平方メートル以下	一六〇、〇〇〇円	四六、〇〇〇円
五千平方メートルを超え一万平方メートル以下	二〇六、〇〇〇円	七三、〇〇〇円
一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下	二四六、〇〇〇円	九二、〇〇〇円
二万五千平方メートルを超えるもの	二八六、〇〇〇円	一一五、〇〇〇円

福島県条例第三十九号

福島県工業用水道条例の一部を改正する条例

福島県工業用水道条例(昭和三十七年福島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 勿来工業用水道の項を次のように改める。

勿来工業用水道	いわき市南台の給水区域	5.20円	5.20円	10.40円
	いわき市南台以外の給水区域	4.10円	4.10円	8.20円

別第一小名浜工業用水道の項中「2.40円」を「2.80円」に、「4.80円」を「5.60円」に改める。

別表第二 勿来工業用水道の項を次のように改める。

勿来工業用水道	いわき市南台の給水区域	2.09円	5.20円
	いわき市南台以外の給	1.20円	4.10円

三百平方メートル以下	一三八、〇〇〇円
三百平方メートルを超え二千平方メートル以下	二一九、〇〇〇円
二千平方メートルを超え五千平方メートル以下	三二二、〇〇〇円
五千平方メートルを超え一万平方メートル以下	三八三、〇〇〇円
一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下	四五二、〇〇〇円
二万五千平方メートルを超えるもの	五一四、〇〇〇円

(建築指導課)

床面積

手数料の額

別表第二小名浜工業用水道の項中「0.46円」を「0.54円」と、「2.40円」を「2.80円」に改める。
 別表第三勿来工業用水道の項を次のように改める。

勿来工業用水道	いわき市南台の給水区域	2.09円
	いわき市南台以外の給水区域	1.20円

別表第三小名浜工業用水道の項中「0.46円」を「0.54円」に改める。

附則

- この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- この条例の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間は、改正後の福島県工業用水道条例（以下「改正後の条例」という。）別表第一小名浜工業用水道の項中「2.80円」とあるのは「2.60円」と、「5.60円」とあるのは「5.20円」と、改正後の条例別表第二小名浜工業用水道の項中「0.54円」とあるのは「0.50円」と、「2.80円」とあるのは「2.60円」と、改正後の条例別表第三小名浜工業用水道の項中「0.54円」とあるのは「0.50円」とする。
- 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間は、改正後の条例別表第一小名浜工業用水道の項中「2.80円」とあるのは「2.70円」と、「5.60円」とあるのは「5.40円」と、改正後の条例別表第二小名浜工業用水道の項中「0.54円」とあるのは「0.52円」と、「2.80円」とあるのは「2.70円」と、改正後の条例別表第三小名浜工業用水道の項中「0.54円」とあるのは「0.52円」とする。
 （経営企画課）

福島県条例第四十号

福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年福島県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。
 別表第一福島県立会津総合病院の項及び福島県立喜多方病院の項を削る。
 別表第二第十一号ウ（二）中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附則

- この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定

（福島県立会津総合病院の項を削る部分に限る。）は、平成二十五年五月十三日から施行する。

- 改正前の福島県立病院事業の設置等に関する条例第五条第一項の規定により、この条例の施行の際現に徴収すべきであった福島県立喜多方病院に係る使用料及び手数料並びに前項ただし書に規定する規定の施行の際現に徴収すべきであった福島県立会津総合病院に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。
 （病院総務課）

福島県条例第四十一号

福島県立病院事業職員定数条例の一部を改正する条例

- 福島県立病院事業職員定数条例（平成十六年福島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。
第一条 福島県立病院事業職員定数条例（平成十六年福島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。
第二条 第一条中「八九九人」を「八百四十一人」に改める。
第二条 福島県立病院事業職員定数条例の一部を次のように改正する。
第二条 第一項中「八百四十一人」を「五百九十七人」に改める。

附則

（施行期日）

- この条例中第一条の規定は平成二十五年四月一日から、第二条の規定は平成二十五年五月十三日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
 （福島県立病院事業職員定数条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 福島県立病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（平成二十三年福島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。
第二条 第一項の改正規定中「八九九人」を「五百九十七人」に、「七百八十九人」を「四百八十七人」に改める。
 （病院総務課）

福島県条例第四十二号

福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例

- 福島県教育関係職員定数条例（昭和五十四年福島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。
第二条 の表中「五、九九五人」を「五、八七四人」に、「五、四三三人」を「五、三二三人」に、「二、五七六人」を「二、三八四人」に、「一、六七七人」を「一、四九四人」に、「一八、九六八人」を「一八、六五五人」に改める。

附則

- この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 当分の間、改正後の福島県教育関係職員定数条例第二条の表教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の項中「三九七人」とあるのは「四三二人」と、同表合計の項中「一八、六五五人」とあるのは「一八、六九〇人」とする。

3 教育委員会は、この条例の施行後五年以内に、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害からの復旧及び復興の状況を勘案し、教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員の定数について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(教育総務課)

福島県条例第四十三号

福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「ほか、」の下に「平成二十六年三月三十一日までには」を加え、「得た額」を「得た額。以下この項において「差額相当額」という。)を、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までには「差額相当額から平成二十六年三月三十一日における差額相当額に三分の一を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において「減額基準額」という。)(減額基準額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額)を減じた額を、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までには「差額相当額から減額基準額に二を乗じて得た額(その額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額)を減じた額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員課)

福島県条例第四十四号

福島県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県奨学資金貸与条例(昭和二十七年福島県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「生徒又は学生」を「者」に、「者」を「もの」に、「はかり」を「図り」に改める。

第二条第二号ア中「専修学校」を「若しくは専修学校」に、「又は高等専門学校(以下「高等学校等」という。))」を「に在学する者又は県内に所在する高等専門学校に入学しようとする者若しくは」に改め、同号イ中「高等学校等に在学する」を「高等学校若しくは専修学校の高等課程に在学する者又は県外に所在する高等専門学校に入学しようとする者若しくは在学する」に、「高等学校等に入学し」を「高等学校、専修学校

の高等課程又は高等専門学校に入学し」に改め、同号ウ中「同じ。)」の下に「入学しようとする者又は」を加える。

第三条の見出しを「(奨学資金の種類及び額)」に改め、同条中「月額」を「額は、月額貸与にあつては」に改め、「以内」の下に「と、入学一時貸与にあつては高等専門学校又は大学に入学しようとする者について五十万円以内」を加え、同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

奨学資金の種類は、月額貸与及び入学一時貸与とする。

第四条中「奨学資金」を「月額貸与に係る奨学資金」に改め、「(以下「奨学生」という。))」を削る。

第五条第一項中「奨学生になろう」を「奨学資金の貸与を受けよう」に改め、同条第二項中「奨学生」を「奨学資金の貸与を受けた者」に改める。

第六条中「奨学生」を「奨学資金の貸与を受ける者(以下「奨学生」という。))」に、「在学学校長を経て」を「規則で定める方法により」に改める。

第七条中「奨学資金」を「月額貸与に係る奨学資金」に改め、同条に次の一項を加える。

2 入学一時貸与に係る奨学資金は、一括して本人に交付する。

第八条中「奨学生」を「月額貸与に係る奨学生」に改める。

第九条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか(入学一時貸与に係るものにあつては、第五号又は第六号)」に改め、同条第一号中「傷痕、疾病」を「傷病」に、「見込」を「見込み」に改め、同条第四号中「高等学校等」を「高等学校、専修学校の高等課程又は高等専門学校」に改める。

第十条第二項中「左の各号の一」を「前項の規定により奨学資金を返還する場合以外の場合で次の各号のいずれか(入学一時貸与に係るものにあつては、第一号を除く。))」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定(「はかり」を「図り」に改める部分に限る。)及び第九条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

(高校教育課)

福島県条例第四十五号

福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例

福島県警察職員定数条例(昭和二十九年福島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「五〇九人」を「五〇六人」に、「三、七七四人」を「三、七七一人」に改める。

附則第二項を削る。

附則第三項の表中「五〇九人」を「五〇六人」に、「四、〇六九人」を「四、〇六六人」に改め、同項を附則第二項とする。

附則に次の一項を加える。

3 平成二十五年度から平成二十九年年度までの各年度の十月一日から三月三十一日までの間は、第三条第一項第六号中「派遣された職員」とあるのは、「派遣された職員及び新任者に対する教育訓練を受けるため福島県警察学校に入校した警察官（六十人以上内とする。）」とする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(警 務 課)

福島県条例第四十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年福島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

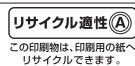
第二十一条第一項の表一の項中「」を受けた遊技機以外の遊技機」の下に「（以下「未認定遊技機」という。）」を加え、「一万六千円」を「一万五千円」「二万七千円」を「二万五千円」

に、「認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「未認定遊技機」に改め、「額」の下に、「二千八百円（法第二十条第四項の検定（以下「検定」という。）を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあっては、五千六百円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額）を加え、「二十円（法第二十条第四項の検定（以下「検定」という。）を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機）」を「四十円（特定未認定遊技機）」に、「二千七百元」を「八千円」に、「一万五千元」を「一万四千元」に改め、同表二の項中「認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「未認定遊技機」に、「三千四百円」を「二千四百円」に改め、同表二の項中「認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「未認定遊技機」に、「五千二百円（特定未認定遊技機がある場合にあっては、八千円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額）」に、「二十円（検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機）」を「四十円（特定未認定遊技機）」に、「二千七百元」を「八千円」に改め、同表三の項中「二千七百元」を「二千二百円」に、「二千七百二十円」を「四千三百四十円」に、「三万七千七百円」を「三万五千円」に、「八千二百円」を「一万六千三百円」に、「二万四千七百円」を「二万九千円」に、「五千九百円」を「一万四千四百円」に、「一万九千七百円」を「五万九千円」に、「二万四千七百円」を「二万三千元」に、「三万七百元」を「三万五千元」に、「二万八千円」を「一万九千円」に、「三千六百八十円」を「二万二千六百円」に改め、同表四の項中「六千三百円」を「三千九百円」に、

「一万八千円」を「六千三百円」に、「百五十三万円」を「百四十三万五千円」に、「二十九万六千円」を「四十三万八千円」に、「百十四万円」を「百十二万八千円」に、「十七万四千円」を「三十三万八千円」に、「百八十二万六千円」を「百六十二万四千円」に、「三十九万九千円」を「四十七万九千円」に、「百十九万三千円」を「百十四万八千円」に、「三十四万九千円」を「四十八万二千円」に、「百十九万二千円」を「百十四万七千円」に、「三十四万八千円」を「四十八万八千円」に改め、同表五の項中「三万二千三百円」を「四万三千三百円」に、「二万五千三百円」を「三万六千三百円」に、「八千円」を「二万三千元」に、「二万三千元」を「二万二千三百円」に、「六万二千三百円」を「六万八千三百円」に、「二万五千三百円」を「三万三千三百円」に、「三万三千三百円」を「四万二千三百円」に、「二万八千円」を「二万六千三百円」に、「三千三百円」を「二万九千円」に改め、同表六の項中「百五十二万四千二百円」を「百四十四万二千円」に、「二十九万二千円」を「四十四万五千円」に、「百十三万五千二百円」を「百十三万五千円」に、「十六万八千二百円」を「三十四万五千円」に、「百八十一万二千円」を「百六十二万八千円」に、「三十九万三千二百円」を「四十八万六千円」に、「百八十七万七千二百円」を「百十五万五千円」に、「三十四万三千二百円」を「四十八万九千円」に、「百八十八万六千二百円」を「百十五万四千円」に、「三十四万二千二百円」を「四十八万八千円」に改め、同表備考一中「九千三百円」を「八千六百円」に改め、同表備考二中「七千四百円」を「六千八百円」に改め、同表備考三中「同時に」の下に「当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「それぞれ三項の下欄に定める額から二千七百元」を「三項の下欄の規定にかかわらず、同項の1の場合にあっては零円とし、同項の2の場合にあっては四十円とし、同項の3の場合にあってはそれぞれ同項の3の下欄に定める額から八千円」に改め、同表備考四中「同時に」の下に「当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「二千三百円」を「一万四千三百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二十三条の改正規定は、公布の日から施行する。（生活環境課）



再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,390円】

発行所 福島県 印刷 株式会社 第一 印刷